

官報

(号 外)
大蔵省印刷局発行

目次

〔府令・省令〕

○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令
(総理・建設四)

〔省 令〕

○重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準 (建設四〇)

〔告 示〕

○移動円滑化の促進に関する基本方針を定めた件
(国家公安委・運輸・建設・自治一)
○全国朝日放送株式会社からテレビ朝日へリポートの施設変更許可申請があった件 (運輸三七〇)
○簡易生命保険の範囲及び簡易生命保険契約の締結に関する約款等の一部を改正する約款を定める件
(郵政七一)

〔官庁報告〕

公聴会

テレビ朝日へリポートの施設変更に関する公聴会 (東京航空局)

一 五 八 三 四 六

〔公 告〕

諸事項

裁判所
公示催告、除権判決、破産、免責関係
特殊法人等
端末機器技術基準適合認定等関係
地方公共団体
公債償還 (埼玉県) 関係
会社その他
会社決算公告

府 令 ・ 省 令

○総理府令第四号 建設省令

道路法 (昭和二十七年法律第八十号) 第四十五条第二項及び道路交通法 (昭和三十五年法律第五号) 第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。
平成十二年十一月十五日

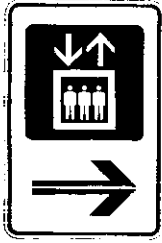
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 福田 康夫
建設大臣 林 寛子

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 (昭和三十五年建設省令第三号) の一部を次のように改正する。

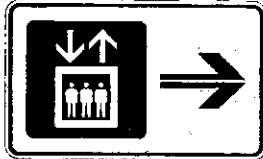
別表第一案内標識の部分に次のように加える。

便 所	路面電車停留場	乗合自動車停留所	傾 斜 路	エスカレーター	エレベーター
(126-A~C)	(125-A~C)	(124-A~C)	(123-A~C)	(122-A~C)	(121-A~C)
便所が設置されている場所を示す必要がある地点	路面電車停留場が設置されている場所を示す必要がある地点	乗合自動車停留所が設置されている場所を示す必要がある地点	傾斜路が設置されている場所を示す必要がある地点	エスカレーターが設置されている場所を示す必要がある地点	エレベーターが設置されている場所を示す必要がある地点

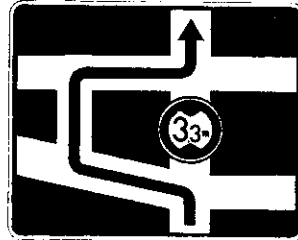


エレベーター
(121-A)

別表第一案内標識の部分中



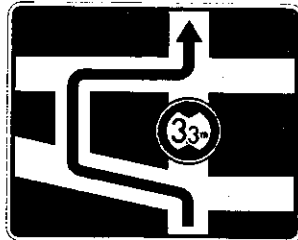
エレベーター
(121-B)



まわり道
(120-B)



エレベーター
(121-C)



まわり道
(120-B)



傾斜路
(123-A)



エスカレーター
(122-A)



傾斜路
(123-B)





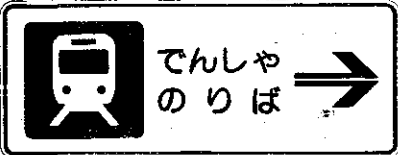



エスカレーター
(122-B)



傾斜路
(123-C)



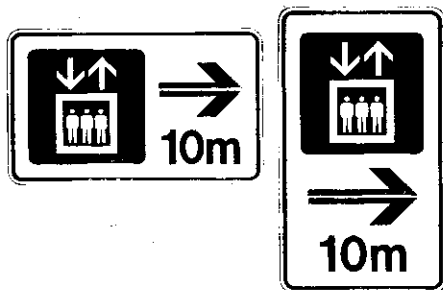
エスカレーター
(122-C)




	路面電車停留場 (125-A)		乗合自動車停留所 (124-A)
	路面電車停留場 (125-B)		乗合自動車停留所 (124-B)
	路面電車停留場 (125-C)		乗合自動車停留所 (124-C)

に改める。

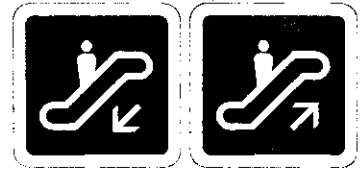
別表第二の備考一の(中24を30とし、15から23までを六ずつ繰り下げ、14を17とし、同表の備考一の(1)の17の次に次のように加える。

18 「エレベーター」、「エスカレーター」、「傾斜路」、「乗合自動車停留所」、「路面電車停留場」及び「便所」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて当該施設の設置場所までの距離を表示することができる。



	便所 (126-A)
	便所 (126-B)
	便所 (126-C)

19 「エスカレーター」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて昇降方向を表す矢印を表示することができる。



20 「乗合自動車停留所」及び「路面電車停留場」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて当該停留所の名称を表示することができる。



別表第二の備考一の(一)の13の図の部分を変のように改める。



別表第二の備考一の(一)中13を15とし、同表の備考一の(一)の15の次に次のように加える。

16 「駐車場」、「エレベーター」、「傾斜路」及び「便所」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて車いすを使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な利用に適する施設である旨を表す記号を表示することができる。



別表第二の備考一の(一)中12を14とし、同表の備考一の(一)の11の次に次のように加える。
12 「著名地点」を表示する案内標識の標示板には、必要がある場合は、次に図示したものに準じて、日本語の左又は右に車いすを使用している者その他の高齢者、身体障害者等の円滑な通行に適する道路を経由する旨を表す記号を表示することができる。



13 「著名地点」を表示する案内標識には、必要がある場合は、当該案内標識の位置、当該案内標識が表示する著名地点の位置及び表示する必要がある立体横断施設その他の施設の位置を示す地図(その略図を含む)を附置することができる。

別表第二の備考一の(三)の1の(四)中 及び 都道府県道番号 (118の2-A) を、都道府県道番号 (118の2-A) に改める。

エレベーター (121-C)、エスカレーター (122-C)、傾斜路 (123-C) 及び 便所 (126-C) に改める。
別表第二の備考一の(三)の1に次のように加える。

(18) エレベーター (121-A・B)、エスカレーター (122-A・B)、傾斜路 (123-A・B) 及び 便所 (126-A・B) を表示するものについては、記号を青色の地に白色、矢印及び緑線を青色、緑及び地を白色とする。

「乗合自動車停留所」及び「路面電車停留場」を表示するものについては、文字、矢印及び縁線を青色、記号を青色の地に白色、緑及び地を白色とする。

省 令

建設省令第四十号

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第十条第二項の規定に基づき、重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を次のように定める。
平成十二年十一月十五日
建設大臣 林 寛子

重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 歩道等（第三条―第十条）
- 第三章 立体横断施設（第十一条―第十六条）
- 第四章 乗合自動車停留所（第十七条・第十八条）
- 第五章 路面電車停留場等（第十九条―第二十条）
- 第六章 自動車駐車場（第二十一条―第三十二条）
- 第七章 移動円滑化のために必要なその他の施設等（第三十三条―第三十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第二項の規定に基づく重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）、道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）及び道路構造令施行規則（昭和四十六年建設省令第七号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（用語の定義）

第二条 この省令における用語の意義は、法第二条、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条（第四号及び第十三号に限る。）及び道路構造令第二条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

一 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

二 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

三 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第二章 歩道等

（歩道）

第三条 法第二条第七項第二号の特定経路を構成する道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第四条 歩道の有効幅員は、道路構造令第十一条第三項の表に掲げる道路の区分に応じてそれぞれ同表の歩道の幅員の欄に定める値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造令第十条の二第二項の表に掲げる道路の区分に応じてそれぞれ同表の自転車歩行者道の幅員の欄に定める値以上とするものとする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該道路の高齢者、身体障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第五条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（こう配）

第六条 歩道等の縦断こう配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断こう配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができる。

（歩道等と車道等の分離）

第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは十五センチメートル以上とし、当該道路の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくはさくを設けるものとする。

（高さ）

第八条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第九条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、当該車道等の部分より高くするものとし、その段差は二センチメートルを標準とするものとする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第十条 第四条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

第三章 立体横断施設

（立体横断施設）

第十一条 法第二条第七項第二号の特定経路を構成する道路には、高齢者、身体障害者等の移動の円滑化のために必要であると認められる箇所には、高齢者、身体障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動円滑化された立体横断施設には、高齢者、身体障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第十二条 移動円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

一 この内法幅は一・五メートル以上とし、内法奥行きは一・五メートル以上とするものとする。

二 前号の規定にかかわらず、かこの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかこの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三五メートル以上とするものとする。

三 かこの昇降路の出入口の有効幅は、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては九十センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては八十センチメートル以上とするものとする。

四 かこの内、車いす使用者が乗降する際にかこの昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第二号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。